

アメリカにおける内部統制報告制度のガイダンス等について

1. 内部統制報告規定の実施に関するラウンドテーブル(2005年4月13日)

- 証券取引委員会(SEC)主催により、企業、監査人及び投資家を出席者として、企業改革法404条に基づく内部統制報告制度の実施状況に関するラウンドテーブルが開催
- 当日の議題は、(1)初年度適用、(2)外部報告、(3)計画と構築、(4)文書化と検証、及び(5)今後の課題の5項目
- 出席者からは、内部統制報告制度の実施状況、実施を踏まえての問題点・疑問点、及び今後の制度改善のためのコメント等が報告
- ドナルドソンSEC委員長とマクドノー公開会社会計監視委員会(PCAOB)委員長は、ラウンドテーブルにおいて、当日の議論を踏まえて、5月16日に内部統制報告制度実施に関する追加的なガイダンスを公表すると表明

2. 内部統制報告制度の実施に関するガイダンス

- 5月16日、SEC及びPCAOBは次のガイダンス等を公表
 - SEC 「内部統制報告規定の実施に関する委員会報告書」—(a)
「財務報告に係る経営者報告についてのスタッフ報告書」—(b)
 - PCAOB 「方針書」—(c)
「スタッフによる質問と回答」—(d)
- SECは(aにおいて)、内部統制報告制度を次のように総括
 - ① 企業改革法404条への準拠によって、公開企業の最高経営層における内部統制への関心が高まっており、より良い財務報告が行われることが期待される。
 - ② 一方、内部統制報告制度は、多大なコストを生じさせている。その多くの部分は、新規定の導入初年度に特有のものではあるものの、過度で、重複が多く、又は焦点が絞れていない作業によって無視できない額のコストが生じていることも確かである。

- SEC は、上記の②に対応すべく、内部統制報告制度の改善に向けて、(aにおいて)以下の点を表明
 - ・ 経営者と監査人が、合理的な判断を行使して、「紋切り型の、積み上げ式のチェックボックスアプローチ」ではなく「トップダウン型の、リスク重視のアプローチ」を採用し、他の専門家等の利用を図れば、不要の作業を回避できる。
 - ・ 財務諸表監査と内部統制監査を効果的に統合すれば、コストは大幅に削減できる。
 - ・ 財務報告に係る内部統制は、企業の性質及び規模を反映するものでなければならず、特に小規模の企業については、COSOに対して、新たなガイダンスの策定を求める。
 - ・ 経営者、監査人及び監査委員会が頻繁かつ率直に対話することは、内部統制及び財務報告の改善という目標の実現のために重要であり、経営者が内部統制の構築を経営者自身の意思決定で行う限り、監査人の独立性規定違反とはならない。
- PCAOB のガイダンス (c) の内容は、SEC の報告書 (a) と同じ方針に貫かれたものであり、主に、監査の適用に焦点
- PCAOB の「スタッフによる質問と回答」(d) は、2004 年 6 月以来公表されているものに続くものであり、上記の SEC の見解表明を受け、「トップダウン・アプローチ」、「検証の範囲と程度」、「他の専門家等の利用」、及び「経営者報告に対する監査人の責任」を取り上げて具体的なガイダンスを提示